

明専・九州工業大学自動車部OB会会則

改正部分

第1章 総 則

- 第1条 本会は明専・九州工業大学自動車部OB会と称し本部事務局を北九州市八幡西区大浦3丁目7-5前田勇吉(鉦32)宅に置く。
- 第2条 本会は自動車部OBを主体とし、会員相互の扶助親睦を図るとともに、現役自動車部の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。
①会員総会 ②地区部会 ③現役部員との交歓会
④自動車部への援助 ⑤その他
- 第4条 本会は次の会員をもって構成する。
①通常会員 自動車部OB
②特別会員 部長、顧問、参与で役員会が要請し受諾を得たもの。
③賛助会員 同部に協力するもので、役員会によって推薦し総会で承認されたもの。

第2章 役 員

- 第5条 本会は次の役員を置く。
①会長 1名 ②副会長 若干名 ③幹事(常任幹事 1名を含み若干名) ④会計 1名(副会長兼任を妨げない) ⑤会計監査 1名 ⑥顧問 若干名
- 第6条 前条の役員は、会員中より前期役員会によって推薦し総会で承認を得る。
- 第7条 会長は本会を代表し、且つ会務を総括する。
2 副会長は会長を補佐し、会長不在の際はその職務を代行する。
3 幹事は予算決算、その他会務を審議執行する。
- 第8条 上記役員の任期は2年とする。ただし重任、兼任を妨げない。

第3章 会 議

- 第9条 本会の会議は、総会、支部会、役員会とし会議の議決

は出席者の過半数の賛成をもってする。

- 第10条 総会は、本会最高の議決機関でもあり会長がこれを召集する。
- 第11条 ① 定例総会
- 第12条 ② 会員の5分の1以上の要求があったとき
- 第13条 ③ 会長が必要と認めたとき。

第4章 会 計

- 第11条 本会の経費は会費及び寄付金をもってこれにあてる。会費は1年分1,000円とし2年分2,000円を徴収する。
- 第12条 本会の会計年度は1月1日に始め、同年の12月31日に終了する。

第5章 地区部会

- 第13条 本会は地区部会を九州、関東・中京・関西に設置する。
2 その他の地区部会は本会に届けて設置することができる。
- 第14条 地区部会における役員・細則は、地区の会合によってそれぞれ定めることとする。
- 第15条 2 地区幹事は本部役員との兼任を妨げない。地区役員の異動はその都度本部に通知するものとする。

第6章 細 則

- 第16条 本会会則の改正は総会参加総数の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 第17条 会員は住所氏名、電話番号などに変更があったときは直ちに本部に連絡するものとする。
2 会員は本人及び他の会員の移動、名簿の謄記、欠落など本部に通知するものとする。
- 第18条 本会は年に1回ないし2回、会報「流星」を発行する。
- 第19条 本会会則は昭和41年1月26日から有効とする。
- 第20条 本会会則は平成15年11月23日改正施行する。